

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月28日

愛媛県知事 中村 時広 殿

提出者

住 所 愛媛県新居浜市王子町3-1
氏 名 医療法人住友別子病院
理事長 鈴木 誠祐
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0897377111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人住友別子病院
事業場の所在地	愛媛県新居浜市王子町3番1号
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療, 福祉
② 事業の規模	病院360床、介護老人保健施設27床
③ 従業員数	822 名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(感染性廃棄物・ガラス) 病棟、診察室等から収集、エネルギー棟2階倉庫に施錠し一時保管運搬(委託) → 処理(委託) → 中間処理: 破碎・滅菌・乾燥 → 最終処分: 管理型埋立処分 (廃油) 病理検査室の倉庫にて一時保管後、収集運搬(委託) → 処理(焼却、残さなし委託)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物・ガラス	廃油
	排出量	204.3 t	0.6 t
	(これまでに実施した取組) 医療用廃棄物については、感染性と非感染性の分別を徹底して、排出抑制に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物・ガラス	廃油
	排出量	200 t	0.6 t
	(今後実施する予定の取組) 従来通りの分別の徹底を図る。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物は、発生時より分別を徹底し、他の廃棄物と区分して保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物と一般産業廃棄物の分別を徹底し、排出量の削減を図る。

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物・ガラス	廃油
	全 処 理 委 託 量	200 t	0.6 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	0.6 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組) 従来通りの分別の徹底を図る。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	204.9	t
	(今後実施する予定の取組等) 今後も電子マニフェストを継続して利用する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

【当該事業場において現に行っている事業に関する事項】

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

診療等により排出される感染性廃棄物、医療用廃棄物（ガラス）

収集運搬<グローバル環境サービス>

⇒破碎・滅菌・乾燥<グローバル環境サービス>

⇒上記処分を行った残さは、管理型処分場に埋立処分<オオノ開発>

病理検査室より排出される廃液（キシレン、アルコール）

収集運搬、処理<イージーエス>

⇒焼却、残さなく<イージーエス>

【特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項】

(1) 責任者および管理組織

廃棄物管理責任者	理事長	
廃棄物適正管理者	組織規程に定める組織単位の各部長 計 10人	
廃棄物事務取扱管理者	総務課長	
廃棄物事務業務担当者	総務課主任	
役割	廃棄物管理責任者	廃棄物に関する業務全般を統括する 関係法令等を遵守し、廃棄物を適正に処理する他、廃棄物の資源化および減量化を図るとともに、医療活動を円滑に運営し、院内環境の保全および公衆衛生の向上を図る
	廃棄物適正管理者	廃棄物の適正な分別、保管および職場環境の保全に努め、資源化、減量化を図ることを目的として部下の教育にあたる
	廃棄物事務取扱管理者	産業廃棄物および産業廃棄物管理票（マニフェスト）ならびに契約書を管理する 関係法令等で定められた計画、届出、変更、報告を行う
	廃棄物事務業務担当者	廃棄物事務取扱管理者を補佐する

(2) 管理体制図

